

# 第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

ラックホールディングス株式会社

(E05720)

# 目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
( 1 ) 【株式の総数等】	8
【株式の総数】	8
【発行済株式】	8
( 2 ) 【新株予約権等の状況】	13
( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	13
( 4 ) 【ライツプランの内容】	13
( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	13
( 6 ) 【大株主の状況】	13
( 7 ) 【議決権の状況】	13
【発行済株式】	13
【自己株式等】	14
2 【役員の状況】	14
第4 【経理の状況】	15
1 【四半期連結財務諸表】	16
( 1 ) 【四半期連結貸借対照表】	16
( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	18
【四半期連結損益計算書】	18
【第1四半期連結累計期間】	18
【四半期連結包括利益計算書】	19
【第1四半期連結累計期間】	19
( 3 ) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	20
【追加情報】	22
【注記事項】	22
【セグメント情報】	24

2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28
レビュー報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第5期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
【会社名】	ラックホールディングス株式会社
【英訳名】	LAC Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米田 光伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目16番1号
【電話番号】	03(6757)0100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 中川 孟
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目16番1号
【電話番号】	03(6757)0100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 中川 孟
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第1四半期連結 累計期間	第5期 第1四半期連結 累計期間	第4期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	7,097	7,009	33,413
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	185	50	1,301
四半期純損失( )又は当期純利益 (百万円)	241	44	851
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	189	41	984
純資産額(百万円)	6,340	5,961	7,245
総資産額(百万円)	21,759	19,669	20,143
1株当たり四半期純損失金額 ( )又は1株当たり当期純利益 金額(円)	11.34	2.72	25.73
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	22.74
自己資本比率( % )	29.1	30.3	35.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	504	1,269	2,244
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	219	446	962
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	690	1,217	2,586
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	1,968	2,590	2,984

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第4期第1四半期連結累計期間および第5期第1四半期連結累計期間については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

4. 1株当たり四半期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額は、普通株式に係る数値を記載しております。

5. 第4期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年4月27日開催の取締役会において、平成24年4月1日を効力発生日として、完全子会社である株式会社ラック、エー・アンド・アイ システム株式会社および株式会社アイティークルーの3社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

### (1) 合併の概要

被結合企業の名称及びその事業の概要

企業の名称：株式会社ラック

事業の内容：セキュリティソリューションサービスの提供

企業の名称：エー・アンド・アイ システム株式会社

事業の内容：システムインテグレーションサービスの提供

企業の名称：株式会社アイティークルー

事業の内容：情報システムに関連する商品販売およびサービスの提供

#### 合併の目的

当社は、平成19年10月1日にセキュリティソリューションサービスを提供する株式会社ラックとシステムインテグレーションサービスを提供するエー・アンド・アイ システム株式会社が共同株式移転により設立した純粹持株会社としてスタートいたしました。平成20年7月には子会社として株式会社アイティークルーを設立し、ディーラー事業を事業継承してグループ全体の事業成長を加速、促進させるとともに、グループ全体最適に取組み、継続的なグループ企業価値の向上に尽力して現在に至っております。

情報サービス業界は、国内市場の成熟化とともに不況期にITサービスの低価格化が進んだことに加え、インターネット経由でシステムの機能を提供するクラウドコンピューティングの普及によるITサービスの複合化・多様化など構造変化が進展しております。

当社は、このような経営環境の変化に対応するため、昨年5月のオフィス統合を契機に、グループ会社間のコミュニケーション、コラボレーションの強化により、意思決定の迅速化や情報共有の促進を図り、より戦略的なグループ経営の実践、事業推進におけるシナジー効果の創出やコスト構造の改革に取り組んでおります。

今後、構造変化が進展し、ますます競争が激化する情報サービス業界において、当社グループがさらに競争力を強化し、持続可能性の高い経営を実現するためには、これまで以上に、当社グループにおける3つの事業の緊密な連携によるグループ総合力を活かすべく、戦略の共有と迅速な経営判断が可能な経営体制へと変革することが必要と認識し、完全子会社である株式会社ラック、エー・アンド・アイ システム株式会社、株式会社アイティークルーの3社を吸収合併し、純粹持株会社から事業持株会社へ移行することいたしました。

完全子会社3社を吸収合併した新たな事業持株会社の経営体制により、お客様のビジネス革新に貢献する、お客様に必要とされる最適なサービスの提供、顧客基盤の共有による市場拡大、コストの適正化による収益構造の改革、セキュリティなど成長分野へのグループ経営資源の最適配分、意思決定の迅速化による機動的な組織運営と効率的な業務運営等に積極的に取組み、更なる競争力の強化と収益力の向上を目指します。

#### 合併の日程

合併決議取締役会 平成23年4月27日（水）

合併契約締結 平成23年4月27日（水）

合併後の商号および事業目的に変更するため 平成23年6月23日（木）

の定款変更議案を定時株主総会へ付議

合併の予定日（効力発生日） 平成24年4月1日（日）（予定）

なお、当社においては会社法第796条第3項に規定する簡易合併であり、株式会社ラック、エー・アンド・アイ システム株式会社および株式会社アイティークルーにおいては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、いずれも株主総会の決議による承認を受けることなく行います。

#### 合併の方法

当社を存続会社、株式会社ラック、エー・アンド・アイ システム株式会社および株式会社アイティークルーを消滅会社とする吸収合併方式で、株式会社ラック、エー・アンド・アイ システム株式会社および株式会社アイティークルーは解散します。

#### 合併に係る割当ての内容

当社と当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株式の発行、資本金の増加および合併交付金の支払いはありません。

#### 合併後企業の名称

株式会社ラックといたします。

## (2) 合併後の状況

本合併の効力発生日において、当社は「株式会社ラック」に商号を変更するとともに、その事業目的を事業持株会社としての目的に合わせて変更します。

## (3) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 改正平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日）に基づき「共通支配下の取引等」の会計処理を適用いたします。

## 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、本年3月に発生した東日本大震災により大きな打撃を受けました。その後生産・輸出などに回復傾向もみられましたが、継続的な円高や雇用環境の低迷など、厳しい状況で推移しました。

当社グループの属する情報サービス業界においても、新規案件の延期や小型化、提供サービス価格の低減要請などがみられ、企業のIT投資には慎重な姿勢が継続しました。

このような状況のなか、当社グループは、企業への不正アクセスによる大規模な情報流出事故の発生などにより高まった、情報セキュリティへのニーズに対応したサービスを提供するとともに、日本スマートフォンセキュリティフォーラム（JSSSEC）の設立に参画し、多様な角度からスマートフォン関連ビジネスへの展開を図ってまいりました。また、日本全国で節電意識が高まるなか、電力消費量の把握と削減に貢献する新規ソリューションの創出に取り組んでまいりました。さらに、来年4月の合併に向け、グループ内の営業組織の統合的な運用により、各事業会社からの共同提案を推進するなど、お客様との取引深耕に注力しております。資本政策としては、優先配当の支払負担を軽減するとともに、より資本政策の自由度が高い体制を目指し、A種優先株式の一部取得および消却を実施したほか、経営責任の明確化と業績向上への貢献意欲を高めるため、当社グループの役員などを対象に第三者割当により自己株式を処分いたしました。

当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は、セキュリティソリューションサービス事業とディーラー事業では増加したものの、システムインテグレーションサービス事業では減少し、70億9百万円（前年同四半期比1.2%減）となりました。利益面では、セキュリティサービスやディーラー事業のSESサービスの売上が増加したため、売上総利益が24百万円増加したことに加え、コスト低減の徹底により販売費及び一般管理費を前年同四半期に比べ2億24百万円削減したため、営業利益は1億7百万円（前年同四半期は営業損失1億41百万円）、経常利益は50百万円（前年同四半期は経常損失1億85百万円）、四半期純損失は44百万円（前年同四半期は四半期純損失2億41百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

システムインテグレーションサービス事業（SIS事業）

開発サービスは、主力銀行関連の案件開始時期が遅延するなど受注が減少し、売上高は22億40百万円（前年同四半期比9.5%減）となりました。

ソリューションサービスは、自治体向け案件を継続的に受注したものの、前年同四半期に貢献した初期構築案件が減少し、売上高は1億25百万円（同16.4%減）となりました。

関連商品は、インフラ構築に伴う新規製品需要が伸び悩んだことにより、売上高は73百万円（同56.1%減）となりました。

この結果、SIS事業の売上高は24億40百万円（同12.7%減）となりました。

セキュリティソリューションサービス事業（SSS事業）

コンサルティングサービスは、頻発するセキュリティ事故に伴う緊急対応サービス、およびそこから派生する継続的なコンサルティング案件が増加傾向にあり、売上高は2億64百万円（前年同四半期比35.3%増）となりました。

運用監視サービスは、セキュリティへの関心の高まりとともに診断サービスの新規受注が増加し、監視サービスにおいても既存案件の契約更新が堅調であったため、売上高は5億80百万円（同9.8%増）となりました。

関連商品は、緊急対応案件や既存案件において商品販売、保守に注力したものの、売上高は1億55百万円（同3.9%減）となりました。

なお、構築サービスは、当期より監視サービスに関連する案件の取扱いに限定するため、運用監視サービスに含めています。

この結果、S S S事業の売上高は10億1百万円（同12.9%増）となりました。

#### ディーラー事業

H W / S W販売は、主力銀行関連の案件受注の遅れによる減少があったものの、地方銀行・保険関連企業からの受注が寄与し、売上高は12億44百万円（前年同四半期比3.6%減）となりました。

S Eサービスは、システム構築・導入案件において、前期下期の順調な受注が寄与し、売上高は7億96百万円（同40.6%増）となりました。

保守サービスは、前期堅調であったH W / S W販売に付随する保守契約が下支えとなり、売上高は15億26百万円（同2.1%減）となりました。

この結果、ディーラー事業の売上高は35億67百万円（同4.4%増）となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、25億90百万円となり、前連結会計年度末と比較して3億93百万円の減少となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は12億69百万円（前年同四半期連結累計期間は5億4百万円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益45百万円に減価償却費1億14百万円、のれん償却額1億85百万円、売上債権の減少額14億10百万円、法人税等の支払額4億17百万円等を反映したものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は4億46百万円（前年同四半期連結累計期間は2億19百万円の使用）になりました。これは主に有形固定資産の取得による支出1億2百万円、ソフトウェアの取得による支出3億30百万円等を反映したものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は12億17百万円（前年同四半期連結累計期間は6億90百万円の使用）となりました。これは主に短期借入金の純増加額2億95百万円、長期借入金の返済による支出2億20百万円、優先株式の取得による支出10億22百万円、配当金の支払額2億18百万円等を反映したものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した対処すべき課題のうち、A種優先株式への対応について、平成23年6月24日に本優先株式10株のうちの5株を取得し、同日に消却しております。

### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、11百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
A種優先株式	10
計	100,000,000

(注) 会社法の下では、発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致する必要はないものとされ、当社におきましても発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致いたしません。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	26,683,120	26,683,120	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
A種優先株式(当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	5	5	非上場	(注) 1~3
計	26,683,125	26,683,125	-	-

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、取得価額が下方に修正され取得請求権が行使された場合、交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

毎年5月15日および11月15日の年2回を取得価額修正日とし、取得価額はそれぞれの取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における終値の平均値の90%に修正されます。

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

上記(2)に基づき算出される、提出日の前月末日現在の取得価額は190円62銭となります、下記「3.

(5)普通株式を対価とする取得請求権「交付価額」に記載のとおり取得価額の下限は当初取得価額244円90銭の65%である159円20銭となります。

取得請求権が行使された場合、以下に基づき算出される数が普通株式として交付されることになりますが、下記「2.(1)権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容」に記載のとおり普通株式を対価とする取得請求権の行使は、金銭を対価とする取得請求権の行使が不可能であると合理的に判断される場合にのみその行使が認められております。

なお、平成23年6月30日を取得請求の日と仮定して取得請求権が行使された場合で、かつ、金銭を対価とする行使が不可能であると合理的に判断された場合に交付される普通株式の数を以下の算式に基づき算出すると5,374,778株(同日の普通株式の発行済株式総数の20.14%)となります。

$$\text{交付される普通株式の数} = \frac{\text{払込金額} + \text{前事業年度の累積未払優先配当金額} + \text{経過済配当金額}}{\text{取得価額}}$$

(4) 当社の決定による本優先株式の取得を可能とする旨の条項

当社は定款において、いつでも、法令の範囲内で、本優先株式の全部または一部を取得することができることとされておりますが、当社は、本優先株式の所有者との間で本優先株式の発行及び引受けに関する引受契約(以下「本引受契約」といいます。)を締結しており、本引受契約において、取得条項を発動できるのは平成23年5月31日以降と制限されております。

## 2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりあります。

### (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、定款においていつでも本優先株式に係る普通株式対価の取得請求権を行使できるとしておりますが、本引受契約において、普通株式対価の取得請求権は、金銭対価の取得請求権行使が不可能であると合理的に判断される場合にのみその行使が認められ、また、金銭対価の取得請求権は、平成26年11月30日の経過、本引受契約上の重大な義務違反、当社支配権の変動等の重大な事由が発生した場合にのみ、所定の手続きを経て行使が可能となることとされております。このように、本優先株式については、本引受契約に基づき、取得請求権行使の制限がなされておりますが、所有者は、本優先株式の取得請求権を行使できる場合においても、実務上可能な限り市場および当社の財務状態等に配慮して、本優先株式の発行要項および本引受契約等の定めに従い本優先株式の保有、金銭または当社普通株式を対価とする取得請求権の行使、普通株式が交付された場合の交付された普通株式の売却等に努めるとの確認をしております。

### (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受ける必要があります。

### (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

### (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

## 3. A種優先株式の内容は次のとおり定款に定めてあります。

### (1) 単元株制度は採用しておりません。

### (2) 優先配当金

#### 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対し、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき下記に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

#### 優先配当金の額

ある事業年度についての優先配当金の額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した金額（以下「優先配当金額」という。）とする。

但し、1年に満たない事業年度については、優先配当金額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した額を、当該事業年度の日数で日割り計算した額（1年を365日と仮定して計算し、円位未満を切り捨てる。）（以下、当該1年に満たない事業年度終了日現在における日割配当額を「経過済日割配当額」という。）とする。なお、払込期日を含む事業年度については、優先配当金額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した額を、払込期日から当該事業年度終了日までの日数で日割り計算した額（1年を365日と仮定して計算し、円位未満を切り捨てる。）とする。

#### 優先中間配当金

当社は、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うときは、当年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録された本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、上記に定める優先配当金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当金（以下「優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

#### 累積条項

ある事業年度における剰余金の配当として本優先株主または本優先登録株式質権者に対して支払う1株当たりの剰余金の配当（中間配当を含む。）の額が上記に定める優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積し、当該事業年度の翌事業年度の初日（以下「累積基準日」という。）（同日を含む。）以降、実際に累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）の全部が支払われた日（以下「累積支払日」という。）（同日を含む。）まで、下記に従って、年率9.80%の利率で1年毎の複利計算により計算する。なお、累積未払配当金については、当該翌事業年度以降、優先配当金、優先中間配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して配当する。

## <累積未払配当金>

$$\text{累積未払配当金} = \text{未払配当金} \times (1 + 0.098)^m + (m' \div 365)$$

なお、累積基準日（同日を含む。）から累積支払日（同日を含む。）までの日数を「 $m$ 年と $m'$ 日」とする。但し、累積支払日までの間に累積未払配当金の一部が支払われた場合（以下、累積支払日までの間に支払われた累積未払配当金を「支払済累積未払配当金」という。）には、次の算式に従って計算される金額を累積未払配当金から控除する。累積支払日までの間に累積未払配当金の一部が複数回にわたって支払われた場合には、支払済累積未払配当金のそれぞれにつき、控除金額を計算し控除する。

$$\text{控除金額} = \text{支払済累積未払配当金} \times (1 + 0.098)^p + (p' \div 365)$$

なお、実際に支払済累積未払配当金を支払った日（同日を含む。）から累積支払日（同日を含む。）までの日数を「 $p$ 年と $p'$ 日」とする。

### 非参加条項

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、優先配当金または優先中間配当金を超えて剰余金の配当または中間配当を行わない。

### (3) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、払込金額、残余財産の分配に関する清算人の決定または清算人会の決議の日の属する事業年度において支払われるべき前事業年度についての優先配当金額（清算人の決定または清算人会の決議の時点で支払われていない場合）、当該清算人の決定または清算人会の決議の日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、ならびに当該清算人の決定または清算人会の決議の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払う。

当社は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、上記に規定する支払のほか、残余財産の分配を行わない。

### (4) 金銭を対価とする取得請求権

#### 請求期間

本優先株主は、いつでも、法令の範囲内で、本優先株式の全部または一部の取得を請求することができる。

#### 優先株式1株の取得と引換えに交付する財産の内容および額

当社は、本優先株式1株につき、取得請求の日における払込金額、当該事業年度において支払われるべき前事業年度についての優先配当金額（取得請求の時点で支払われていない場合）、取得請求の日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、ならびに取得請求の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払うものとする。なお、法令の範囲を超えて本優先株主から取得請求があった場合、取得すべき本優先株式は抽選その他の合理的な方法により決定する。

### (5) 普通株式を対価とする取得請求権

#### 請求期間

本優先株主は、いつでも、法令の範囲内で、かつ当社定款第6条に従い当社株主総会で決議された募集する普通株式の上限数を限度として、下記ないしに定める条件で、当社が本優先株式を取得すると引換えに、当社の普通株式を交付することを請求することができる。なお、本優先株主に交付される普通株式数の算出に際し1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を本優先株主に交付する。

#### 本優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式数

当社は、次に定める条件により当社の普通株式を交付するものとする。

#### 取得と引換えに交付すべき普通株式数 =

上記(4)で定める本優先株式1株の取得と引換えに交付する財産の額 ÷ 交付価額

#### 交付価額

当初交付価額は244.9円とし、交付価額は、2010年5月15日以降の毎年5月15日および11月15日（以下それぞれ「交付価額修正日」という。）に、交付価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正されるものとする。但し、修正後交付価額が当初交付価額の65%（以下「下限交付価額」という。）を下回るときは、修正後交付価額は下限交付価額とする。なお、交付価額が、下記により調整された場合には、下限交付価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、当該交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式が上場されている金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

#### 交付価額の調整

- (a) 当社は、本優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）をもって交付価額（上記に基づく修正後の交付価額を含む。）を調整する。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{交付価額}} + \frac{\text{既発行普通株式数} \times 1\text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

なお、交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)( )ないし( )の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、下記(b)( )の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)( )および( )の場合は0円とし、下記(b)( )の場合は下記(b)( )で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式により本優先株式の交付価額の調整を行う場合およびその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 下記(c)( )に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当社が交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）

調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

( ) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)( )に定める時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または下記(c)( )に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 普通株式の併合をする場合

調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

( ) 上記( )における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- (c) ( ) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

( ) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引

日の当社の普通株式が上場されている金融商品取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社の取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な交付価額の調整を行う。

( ) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。

( ) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

( ) その他当社の発行済普通株式の株式数の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。

(e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により交付価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額およびその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された本優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(6) 取得条項

取得事由

当社は、いつでも、法令の範囲内で、本優先株式の全部または一部を取得することができる。

優先株式1株の取得と引換えに交付する財産の内容および額

当社は、本優先株式1株につき、取得の日における払込金額、当該事業年度において支払われるべき前事業年度についての優先配当金額（取得の時点で支払われていない場合）、取得日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、ならびに取得の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払うものとする。

取得する優先株式の一部の決定方法

当社は、本優先株式の一部を取得する場合、抽選その他の合理的な方法により当該一部を決定する。

(7) 議決権

本優先株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

(8) 種類株主総会における議決権

本優先株式については、会社法第322条第1項第1号に定める場合を除き、同項各号に定める種類株主総会の決議を要しない。

(9) 謹渡制限

本優先株式を謹渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(10) 株式の併合または分割、新株引受権等の有無

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、本優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

( 2 ) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 ( 株 )	発行済株式総数残高 ( 株 )	資本金増減額 ( 百万円 )	資本金残高 ( 百万円 )	資本準備金増減額 ( 百万円 )	資本準備金残高 ( 百万円 )
平成23年 6月24日 (注)	普通株式 - A種優先株式 5	普通株式 26,683,120 A種優先株式 5	-	1,000	-	250

(注) 自己株式の消却による減少であります。

( 6 ) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

( 7 ) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年 6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 10	-	(注) 3
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,452,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,942,400	249,424	-
単元未満株式	普通株式 288,420	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	26,683,130	-	-
総株主の議決権	-	249,424	-

(注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社所有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権の数11個)含まれております。

3. A種優先株式の概要は、「第3提出会社の状況、1株式等の状況、(1)株式の総数等、発行済株式」に記載のとおりであります。

## 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ラックホールディングス 株式会社	東京都千代田区平河町 2丁目16-1 平河町 森タワー	1,452,300	-	1,452,300	5.44
計	-	1,452,300	-	1,452,300	5.44

(注)当第1四半期会計期間末の自己株式数は、1,302,320株であります。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,984,529	2,590,775
受取手形及び売掛金	4,909,491	3,499,782
商品	358,528	433,771
仕掛品	180,179	284,878
貯蔵品	3,617	2,997
前払費用	1,754,215	2,956,559
その他	376,161	457,376
貸倒引当金	2,311	1,930
流動資産合計	10,564,411	10,224,210
固定資産		
有形固定資産	1,241,670	1,241,483
無形固定資産		
のれん	3,559,816	3,373,771
その他	1,230,195	1,346,916
無形固定資産合計	4,790,012	4,720,687
投資その他の資産		
繰延税金資産	2,097,920	2,034,129
その他	1,449,194	1,448,981
投資その他の資産合計	3,547,114	3,483,111
固定資産合計	9,578,798	9,445,282
資産合計	20,143,210	19,669,492
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,931,254	1,654,548
短期借入金	606,765	902,152
1年内返済予定の長期借入金	980,000	980,000
1年内償還予定の社債	234,000	167,000
未払法人税等	381,616	39,192
前受収益	1,847,825	3,441,448
賞与引当金	72,959	29,260
受注損失引当金	24,382	14,705
その他	1,515,409	1,445,394
流動負債合計	7,594,213	8,673,701
固定負債		
社債	250,000	250,000
長期借入金	4,532,000	4,312,000
退職給付引当金	55,673	52,073
負ののれん	4,947	4,397
その他	461,367	415,333
固定負債合計	5,303,987	5,033,804
負債合計	12,898,201	13,707,506

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	5,675,838	4,646,463
利益剰余金	975,997	682,254
自己株式	368,426	330,358
<b>株主資本合計</b>	<b>7,283,408</b>	<b>5,998,360</b>
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	36,293	35,085
繰延ヘッジ損益	2,111	-
為替換算調整勘定	12,640	12,554
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>51,045</b>	<b>47,639</b>
少数株主持分	12,644	11,266
純資産合計	7,245,008	5,961,986
<b>負債純資産合計</b>	<b>20,143,210</b>	<b>19,669,492</b>

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	7,097,801	7,009,572
売上原価	5,683,699	5,571,327
売上総利益	1,414,101	1,438,245
販売費及び一般管理費	1,555,862	1,331,128
営業利益又は営業損失( )	141,760	107,116
営業外収益		
受取利息	100	37
受取配当金	15,119	604
負ののれん償却額	549	549
保険解約返戻金	-	1,591
その他	5,561	2,388
営業外収益合計	21,331	5,172
営業外費用		
支払利息	37,578	33,711
支払手数料	24,095	26,511
その他	3,832	2,010
営業外費用合計	65,507	62,233
経常利益又は経常損失( )	185,935	50,055
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,529	-
特別利益合計	1,529	-
特別損失		
固定資産除却損	35,932	751
事務所移転費用	48,509	-
特別退職金	352	3,477
特別損失合計	84,794	4,229
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	269,200	45,825
法人税、住民税及び事業税	12,535	8,634
法人税等調整額	41,269	82,261
法人税等合計	28,734	90,896
少数株主損益調整前四半期純損失( )	240,466	45,070
少数株主利益又は少数株主損失( )	944	713
四半期純損失( )	241,410	44,357

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	240,466	45,070
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	53,967	1,208
繰延ヘッジ損益	3,374	2,111
為替換算調整勘定	6,781	49
その他の包括利益合計	50,560	3,369
四半期包括利益	189,905	41,701
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	189,747	40,952
少数株主に係る四半期包括利益	158	748

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	269,200	45,825
減価償却費	100,504	114,737
のれん償却額	187,509	185,495
貸倒引当金の増減額( は減少 )	1,529	380
賞与引当金の増減額( は減少 )	22,584	43,699
受注損失引当金の増減額( は減少 )	312	9,677
退職給付引当金の増減額( は減少 )	2,163	3,570
受取利息及び受取配当金	15,220	642
支払利息	37,578	33,711
為替差損益( は益 )	1,955	10
固定資産除却損	35,932	751
事業所移転費	48,509	-
売上債権の増減額( は増加 )	2,139,381	1,410,039
たな卸資産の増減額( は増加 )	212,338	179,321
その他の流動資産の増減額( は増加 )	1,328,890	1,305,203
仕入債務の増減額( は減少 )	1,352,512	277,194
未払消費税等の増減額( は減少 )	68,131	28,640
その他の流動負債の増減額( は減少 )	1,662,975	1,701,896
その他	116,618	15,866
<b>小計</b>	<b>829,798</b>	<b>1,717,287</b>
利息及び配当金の受取額	15,396	642
利息の支払額	38,250	31,007
移転費用の支払額	47,554	-
法人税等の支払額	255,150	417,319
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>504,239</b>	<b>1,269,601</b>

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	289,483	102,058
ソフトウェアの取得による支出	136,493	330,568
子会社株式の売却による収入	200,000	-
貸付けによる支出	8,716	-
貸付金の回収による収入	21,420	327
敷金及び保証金の差入による支出	6,154	13,805
敷金及び保証金の回収による収入	20	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>219,406</b>	<b>446,104</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	4,762	15,706
短期借入金の純増減額(　は減少)	237,500	295,386
長期借入金の返済による支出	195,000	220,000
社債の償還による支出	67,000	67,000
自己株式の売却による収入	9	31,515
自己株式の取得による支出	77	1,022,821
配当金の支払額	186,156	218,050
少数株主への配当金の支払額	-	629
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>690,487</b>	<b>1,217,307</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>1,051</b>	<b>56</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額(　は減少)</b>	<b>406,705</b>	<b>393,753</b>
<b>現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>2,375,516</b>	<b>2,984,529</b>
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>1,968,810</b>	<b>2,590,775</b>

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
当社及び株式会社アクシスにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	当社及び株式会社アクシスにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 4,420,000千円	当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 4,820,000千円
借入実行残高 300,000千円	借入実行残高 900,000千円
差引額 4,120,000千円	差引額 3,920,000千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成22年6月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成23年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,968,810	現金及び預金勘定 2,590,775
預入期間が3ヶ月を超える定期 -	預入期間が3ヶ月を超える定期 -
預金 -	預金 -
現金及び現金同等物 1,968,810	現金及び現金同等物 2,590,775

( 株主資本等関係 )

前第 1 四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	153,519	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金
	A種優先株式	65,512	6,551,232.00	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

当第 1 四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	151,384	6.00	平成23年3月31日	平成23年6月24日	利益剰余金
	A種優先株式	98,000	9,800,000.00	平成23年3月31日	平成23年6月24日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年6月24日付で、A種優先株式5株を取得し、同日付で消却いたしました。この結果、当第1四半期連結会計期間においてその他資本剰余金が1,022,821千円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	システムイ ンテグレー ションサー ビス事業	セキュリ ティソリ ューショ ンサービ ス事業	ディーラー 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上 高	2,794,790	886,304	3,416,406	7,097,501	300	7,097,801	-	7,097,801
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	37,455	6,842	10,441	54,739	-	54,739	54,739	-
計	2,832,245	893,147	3,426,848	7,152,241	300	7,152,541	54,739	7,097,801
セグメント利益又は 損失( )	383,232	33,233	39,253	389,252	300	389,552	531,312	141,760

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社の非連結子会  
社に対する業務受託収入であります。

2. セグメント損失の調整額 531,312千円には、セグメント間取引消去 11,696千円および各報告  
セグメントに配分していない全社費用 519,615千円が含まれております。全社費用は、主に報告  
セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	システムイ ンテグレー ションサー ビス事業	セキュリ ティソリ ューショ ンサービ ス事業	ディーラー 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上 高	2,440,201	1,001,079	3,567,943	7,009,224	348	7,009,572	-	7,009,572
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	72,053	3,960	24,170	100,185	-	100,185	100,185	-
計	2,512,255	1,005,039	3,592,114	7,109,409	348	7,109,757	100,185	7,009,572
セグメント利益	284,929	114,856	173,564	573,350	348	573,698	466,582	107,116

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社の非連結子会社に対する業務受託収入等であります。

2. セグメント利益の調整額 466,582千円には、セグメント間取引消去29,757千円および各報告セグメントに配分していない全社費用 496,339千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

金融商品に係る四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引のみのため該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	11円34銭	2円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	241,410	44,357
普通株主に帰属しない金額(千円)	48,865	24,432
(うち優先配当額)	(48,865)	(24,432)
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	290,276	68,790
普通株式の期中平均株式数(千株)	25,586	25,257
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	ラックホールディングス株式会社 第1回A種優先株式(平成21年11月12日臨時株主総会決議) 発行数 5株 発行価額の総額 1,000,000千円 平成23年6月24日に当該株式10株のうち5株を取得し、同日消却しております。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月10日

ラックホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 小笠原 直 印  
業務執行社員 公認会計士

代表社員 木村 直人 印  
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラックホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ラックホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。